

第620号

平成27年2月16日

## 公 告

長瀬産業健康保険組合  
理事長 山内 孝典



### 規程改定について

次の規程について添付の通り平成27年3月1日付で改定いたしますので、  
公告します。

改正する規程 : 職員旅費規程

以 上

・ 職員旅費規程

新 旧 条 文 対 照 表

新

旧

(基本原則)

第1条 長瀬産業健康保険組合の職員が組合業務のため出張するときの旅費に関しては、長瀬産業株式会社の従業員の旅費規程に準ずる。

(出張命令)

第2条 この規定による出張は、職制規定に定める出張命令権者の出張命令により行う。

2. 出張命令は、長瀬産業株式会社の勤怠管理システムによる出張申請を出張命令権者が承認登録をすることにより行う。

(出張の復命)

第3条 出張受命者は出張を完了した場合、復命書または口頭により出張命令権者に対し出張の復命を行わなければならない。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

第1条 長瀬産業健康保険組合の職員が組合業務のため出張するときの旅費に関しては、長瀬産業株式会社の従業員の旅費規程に準ずる。